

## 県産品拡大展開総合支援事業補助金（情報発信支援） 実施要領

（通則）

**第1条** 県産品拡大展開総合支援事業補助金のうち、「情報発信支援」にかかる補助金については、県産品拡大展開総合支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（定義）

**第2条** この要領における語句の意義は、特別に定めのある場合を除き、交付要綱で定めるところによる。

（知事が定める基準）

**第3条** 交付要綱別表第1の要件の欄に規定する、県産品の販売拡大、消費者への浸透等に効果的な取組みとして、知事が別に定める基準とは、以下にいずれかに該当するものとする。

補助対象事業者	知事が定める基準
県内生産者及び 県内流通事業者	県外展開に意欲的な県内生産者及び県内流通事業者が実施する、県内生産者10者以上（県産の農畜水産物を中心に販売する場合は10品目以上）の県産品を販売する沖縄物産展、沖縄フェア等であること。なお、県外飲食店におけるフェアを開催する場合は、上記10品目基準のほか、県産品の仕入額100万円以上が見込め、さらに消費者への付加価値訴求や認知、浸透を促進するものであること。
県外流通事業者	これまで継続的に県産品を取扱い、年間5,000万円以上の県産品を販売している県外流通事業者が実施する沖縄物産展、沖縄フェア等であること。
	県産品の販売額200万円以上が見込まれる沖縄物産展、沖縄フェア等であり、県産品の認知度向上、購入を促進するものであること。
	県外飲食店10店舗以上において実施する、県産品を活用したメニューを展開するキャンペーンであり、かつ、活用する県産品の特性、文化、生産地等の魅力を発信する内容を掲載し、消費者への認知、浸透を促進するものであること。

- 2 補助金の申請者は、前項の知事が定める基準を満たすことを確認できる資料（任意様式）を申請書に添付しなければならない。
- 3 情報発信支援にかかる経費は、沖縄物産展、沖縄フェア等の過去の実績、規模、内容等に応じて適正に見積もるものとし、概ね県産品の販売見込額（県外飲食店で実施するフェアについては、県産品の仕入額）の10分の1程度を基準とする。
- 4 沖縄物産展、沖縄フェア等で販売する商品のうち、県産品以外の沖縄関連商品（県外企業が製造、販売等を行う沖縄に関連する商品）が一部含まれる場合も対象とする。
- 5 沖縄をテーマとしない催事又は、ステージや飲食が主となるイベント等は対象外とする。

（対象経費及び証憑書類）

**第4条** 交付要綱別表第2に定める補助対象経費、補助対象経費を確認するための証憑書類、補

助に関する留意事項等については、別表のとおりとする

(補助対象外経費)

**第5条** 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。

2 交付決定前に支払いを行った経費、相殺等支払いが確認できない経費については、補助対象外とする。

(交付の申請)

**第6条** 交付要綱第6条第1項に規定する知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請者の履歴事項証明書
- (2) 県税納税証明書（法人事業税又は個人事業税）
- (3) 国税納税証明書（法人税又は申告所得税）
- (4) 会社概要（別紙1）
- (5) 企画書（別紙2）
- (6) 日程表（別紙3）
- (7) 収支計算書（申請）（別紙4）
- (8) 誓約書（別紙5）
- (9) その他申請内容を補完するために必要な書類

2 知事は、特に必要がないと認める場合には、前項の書類の一部を省略させることができる。

(実績報告)

**第7条** 交付要綱第12条第1項に規定する知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業成果報告書（別紙6）
- (2) 収支精算書（実績報告）（別紙7）
- (3) その他申請内容を補完するために必要な書類

(雑則)

**第8条** この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

**附 則**

この要領は、平成28年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成28年10月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成29年10月2日から適用する。

**附 則**

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

**附 則**

- 1 この要領は、令和2年9月1日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 改正後の要領の規定は、適用日以後の申請に係る補助金について適用し、適用日前の申請

に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	証憑書類及び留意事項
<p>ア 旅費とは、以下の経費とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 航空運賃（普通席）</li> <li>2 宿泊料</li> <li>3 ホテルパック料金</li> <li>4 特別急行列車及び新幹線に係る運賃</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 証憑書類           <p>交付要綱第5条第1項第1号に定めるテスト販売・販売促進支援の例による。</p> </li> <li>2 留意事項           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 補助対象となるのは、情報発信を行うパフォーマー及びアシスタント（その他情報発信を行うために必要と認められる人員を含む。）、ステージ等で県産品の魅力を説明できる者とし、情報発信の内容等を確認のうえ、必要最小限の人数とする。沖縄物産展、沖縄フェア等を企画・運営する者、出展者・販売者等にかかる旅費は、補助対象外とする。</li> <li>(2) 県内生産者がパフォーマー等を兼ねる場合は、宿泊料は販売活動従事期間の宿泊料を除外すること。</li> </ol> </li> </ol>
<p>イ 謝礼金（これに相当するものを含む）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 証憑書類           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 請求書</li> <li>(2) 支払いが確認できる銀行振込証または領収書</li> <li>(3) パフォーマー派遣団体等の謝礼金に関する規程等（規程等が定められている場合）、料金表又は見積書</li> </ol> </li> <li>2 留意事項           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 県内生産者がパフォーマー等を兼ねる場合は、補助対象外とする。</li> <li>(2) 源泉徴収が必要な場合は、所管の税務署へ納付する等、適正な経理処理を行うこと。</li> </ol> </li> </ol>
<p>ウ 装飾・設営・運営費とは、以下の経費（これに相当する経費を含む）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 ステージ装飾・設営・運営費、ステージ什器・機器等リース費</li> <li>2 ポスター・パネル等制作費</li> <li>3 POP、レシピ等制作費</li> <li>4 会場装飾費</li> <li>5 その他ステージ等の安全面から必要と認められる経費</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 証憑書類           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 請求書</li> <li>(2) 支払いが確認できる銀行振込証等</li> </ol> </li> <li>2 留意事項           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) ステージ装飾・設営・運営費は、補助金の申請を行う沖縄物産展、沖縄フェア等において実施する情報発信イベントに必要と認められる経費に限る。ステージ什器・器機等リースはステージイベント等に限り、販売商品用の什器は対象外である。</li> <li>(2) ポスター・パネル等制作費は、施設内において沖縄物産展、沖縄フェア等の告知に限るものとし、商業施設専用のフリーペーパー掲載等も可とする。</li> <li>(3) POP、レシピ等にはストーリーブックや動画コンテンツ等も含むものとし、制作にあつては、商品の特性、その背景にある沖縄の風土、文化、生産者、ライフスタイルなどのストーリーなど、広く消費者に県産品の認知、浸透を図ること。</li> </ol> </li> </ol>

	<p>(4) 制作するポスター、POP、レシピ等の数量については、沖縄物産展、沖縄フェア等の規模、来場者数等を勘案し、必要と認められる範囲とする。</p> <p>(5) 会場装飾とは、造花や布等、沖縄らしい雰囲気演出するための消耗品購入や器機設備のリース等とし、販売商品用の什器は対象外とする。なお、ウ装飾・設営・運営費のうち会場装飾のみの申請は不可とする。</p>
<p>エ 輸送費とは、ゆるキャラ等の着ぐるみ、ポスター・写真・パネル、その他情報発信に必要なものを輸送する費用（梱包資材等、これに付随する経費を含む。）をいう。</p>	<p>1 証憑書類</p> <p>(1) 請求書</p> <p>(2) 領収書又は支払いが確認できる銀行振込証等</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 販売商品にかかる輸送費は補助対象外である。</p> <p>(2) 請求書等は、輸送した内容、個数等が確認できるよう具体的に記載すること。</p> <p>(3) 輸送費の補助対象外となるものを同梱して発送した場合には、輸送費の全額を補助対象外として扱う。</p>
<p>オ 新聞等紙媒体、バナー広告、会員制交流サイトや動画共有サイトに掲載する広告、映像コンテンツに係る経費（これに相当する経費を含む）とは以下のことをさすこととする。</p> <p>1 新聞等紙媒体への広告掲載にかかる費用</p> <p>2 バナーに掲載する広告費</p> <p>3 会員制交流サイトや動画共有サイトへの広告掲載に係る費用</p> <p>4 自己のウェブサイトやバナー、会員制交流サイト、動画共有サイトに掲載する広告動画等の作成に係る費用</p>	<p>1 証憑書類</p> <p>(1) 見積書 会員制交流サイト等のインターネット上への掲載に係る費用に関しては、当該会員制交流サイト等における広告費の設定画面の写しを見積書に代わりにすることができる。</p> <p>(2) 納品書 会員制交流サイト等のインターネット上への掲載に関しては、実際に掲載した画面の写しを納品書の代わりとすることができる。</p> <p>(3) 請求書 会員制交流サイト等のインターネット上への掲載に係る費用については銀行振込証をもって請求書の代わりとすることができる。</p> <p>(4) 支払いが確認できる銀行振込証又は領収書等</p> <p>(5) その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 留意事項</p> <p>(1) 会員制交流サイト等のインターネット上への広告掲載に関しては消費者の閲覧数を確認する資料等を必要に応じて提出すること。</p> <p>(2) 紙媒体の配布に係る経費は補助対象外とする。</p>

カ その他知事が必要と認める経費	上記ア～オに定める経費のほか、当該補助事業を実施するために必要と認められる経費が生じた場合には、別途知事と協議するものとする。
------------------	---

様式第1号（第6条第1項関係）

年 月 日

沖縄県知事 殿

事業者の住所  
事業者名  
代表者職・氏名

令和 年度県産品拡大展開総合支援事業補助金交付申請書

令和 年度県産品拡大展開総合支援事業補助金の交付を受けたいので、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）第3条の規定により、下記の通り申請します。

記

- 1 補助事業の種類 情報発信支援
- 2 交付を受けようとする補助金の額 円（内訳は別紙）
- 3 添付資料  
別紙の通り
- 4 担当者及び連絡先  
 役職・氏名 :  
 連絡先 :  
 e-mail :

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 補助金実施要領に定める資料を添付すること。
- 3 不要の文字をまっ消して使うこと。

## 別紙 1

## 会 社 概 要

申請企業名				
代表の役職及び氏名				
本店の所在地				
申請担当者 役職及び氏名				
電話番号・FAX番号	電話	FAX		
メールアドレス				
ウェブサイト				
事業概要				
主な取扱商品、生產品目				
資本金 (千円)	千円	設立年月日	西暦	年 月
従業員数	正社員	名	非正規職員	名
直近決算期の売上高 ( 年 月期)	全体	千円		
	県内	千円	県外	千円
	海外	千円	通販 (EC等)	千円
補助金・委託事業名	(他の公的機関から補助金等を受けている場合)			
県外に 有している 販路	県外卸売業者			
	県外小売店			
	県外業務筋			
県外での定番化商品 (店舗名)				
県外展開のビジョンと実現に向けた具体的方策				



## 企 画 書 (情報発信支援)

申請企業名	
物産展等の名称	
実施場所	
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ( 日間)
出店企業者数 取扱メーカー数及び アイテム数	出店企業者数 : 社 (うち、物販 社) 取扱メーカー数 : 社 (うち、物販 社) 取扱アイテム数 : 個 (うち、物販 個)
県産品の販売見込額 (前回の実績額)	円 ( 日間) ( 円) ( 日間)
情報発信の内容	
広報、宣伝方法 (要領別表カの経費に 係る申請は記載不要)	
その他、効果を高め るための工夫等	

要領第 3 条に定める「知事が認める基準」。		
	県内生産者及び 県内流通事業者	県外展開に意欲的な県内生産者及び県内流通事業者が実施する、県内生産者 10 者以上 (県産の農畜水産物を中心に販売する場合は 10 品目以上) の県産品を販売する沖縄物産展、沖縄フェア等。10 品目以上かつ県産品仕入額が 100 万円以上見込める、県外飲食店での沖縄フェア。
	県外流通事業者	これまで継続的に県産品を取扱い、年間 5000 万円以上の県産品を販売している県外流通事業者が実施する沖縄物産展、沖縄フェア等。
		県産品の販売額 200 万円以上が見込まれる沖縄物産展、沖縄フェア等であり、県産品の認知度向上、購入を促進するもの。
		県外飲食店 10 店舗以上において実施する、県産品を活用したメニューを展開するキャンペーンであり、かつ、活用する県産品の特性、文化、生産地等の魅力を発信する内容を掲載し、消費者への認知、浸透を促進するもの。

- ※ 要領第 3 条に定める「知事が認める基準」を確認できる資料を添付すること。
- ※ 前年度の実績のわかる資料または類似物産展等の実績を添付すること。
- ※ その他、任意で作成した企画書やチラシ等がある場合は添付すること。

日 程 表

日 付	内 容

## 別紙 4

## 収 支 計 算 書 (申請)

## 1 収入の部

負担区分	所要額
1 補助交付申請額	円
2 補助事業者負担分	円
3 その他 ( )	円
合計 ※補助対象経費の税込合計額	円

## 2 支出の部

補助対象経費	補助対象経費×2/3 ※小数点以下切り捨て	補助対象経費 ( )は税込金額
旅費	円	税込 ( ) 円
謝礼金 (これに相当するものを含む)	円	税込 ( ) 円
装飾・設営・運営費	円	税込 ( ) 円
装飾・設営資材輸送費	円	税込 ( ) 円
新聞等紙媒体、バナー広告、会員制交流サイトや動画共有サイトに掲載する広告、映像コンテンツに係る経費	円	税込 ( ) 円
その他知事が必要と認める経費	円	税込 ( ) 円
合 計	円	税込 ( ) 円
※上限 75 万円 1 年度につき 150 万円 交付申請額	円	

- 1 1 収入の部の負担区分の欄の「3 その他」の ( ) 内には、収入経費の名称を記載すること。  
(例：参加企業負担金)
- 2 実際に負担すると見込まれる額 (消費税等仕入控除税額を減額) を記載し、( ) 内は消費税込みの金額を記載すること。
- 3 事業に要する経費を確認できる書類 (見積書等) の写しを添付すること。
- 4 補助金申請額を算出する場合には、補助対象経費ごとの合算額に補助率を乗じるものとし、当該額に 1 円未満の端数が生じた場合は切捨てとする (補助対象経費ごとに計算)。

## 誓約書

沖縄県知事 殿

事業者名  
代表者の職・氏名

私は、県産品拡大展開総合支援事業補助金を申請するにあたり、以下のとおり誓約します。

- 1 私は、沖縄県暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しません。
- 2 補助事業の申請、実績報告はそれぞれ交付要綱に定められた期限を遵守します。
- 3 本申請にかかる補助対象経費については、当該補助事業以外の経費は計上しておらず、また、他の補助金と重複するものではありません。
- 4 本申請にかかる補助対象経費の支払いは、口座振込を基本とし、相殺はしません。
- 5 本補助金の成果に関する事後調査に協力します。

(参考)

沖縄県暴力団排除条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律 第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(中略)

- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

沖縄県知事殿

事業者の住所  
事業者名  
代表者職・氏名

令和 年度県産品拡大展開総合支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け指令商第 号で補助金の交付決定通知のあった補助事業は完了したので、県産品拡大展開総合支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 事業の実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

2 事業の成果 別添事業成果報告書のとおり

3 交付決定の額及びその実績額

補助金の種類	交付決定額	実績額	差 額
情報発信支援	円	円	円

4 添付資料 別紙の通り

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 不要の文字をまっ消して使うこと。

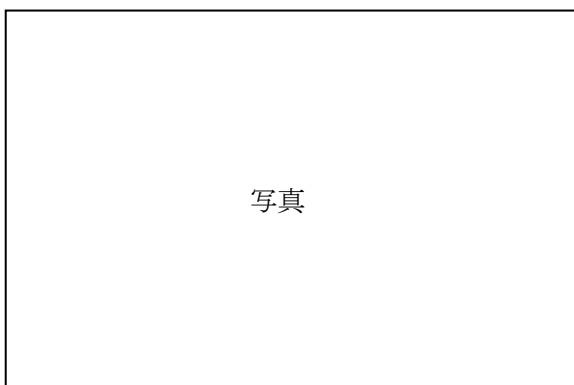
## 別紙6

## 事業成果報告書（情報発信支援）

申請企業名		
物産展等の名称		
実施場所		
実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日 ( 日間)	
出店企業者数	出店企業者数： 社 (うち、物販 社) 取扱メーカー数： 社 (うち、物販 社) 取扱アイテム数： 個 (うち、物販 個)	
情報発信の内容		
広報・宣伝方法 (要領別表カの経費に係る申請は記載不要)		
売上実績 (全会期中)	円 1位 ( ) ※全会期中 2位 ( ) 3位 ( ) ※物産展等の販売実績が確認できる書面を添付すること。(任意様式)	
物産展等の 状況(来場 者数、販売 状況等)	○/○ ( )	
	○/○ ( )	
	○/○ ( )	
	○/○ ( )	
実施店舗の責任者、消費者等の反応		
今後の販売販路拡大(物産展等の販売額増加、定番化等)に向けた課題・展開		

※ 要領別表カの経費に係る申請の場合は、閲覧数及び売上額を確認する資料等を添付すること。

写真（補助事業の状況）



- ※ 生産者 10 者以上の県産品を扱っていることを確認できる写真を添付すること。
- ※ 実施状況がわかる写真（カラー）を添付すること。
- ※ 補助事業で制作したポスター等がある場合には、その成果物の画像及び使用したことが確認できる写真を添付すること。



## 別紙 7

## 収 支 精 算 書 (実績報告)

## 1 収入の部

負担区分	実績額
1 補助予定額	円
2 補助事業者負担分	円
3 その他 ( )	円
合計 ※補助対象経費の税込合計額	円

## 2 支出の部

補助対象経費	交付決定額	補助対象経費 2 / 3 ※小数点以下切り捨て	補助対象経費 ( ) は税込金額
旅費	円	円	税込 ( 円) 円
謝礼金 (これに相当するものを含む)	円	円	税込 ( 円) 円
装飾・設営・運営費	円	円	税込 ( 円) 円
装飾・設営資材輸送費	円	円	税込 ( 円) 円
新聞等紙媒体、バナー広告、会員制交流サイトや動画共有サイトに掲載する広告、映像コンテンツに係る経費	円	円	税込 ( 円) 円
その他知事が必要と認める経費	円	円	税込 ( 円) 円
合 計	円	円	税込 ( 円) 円
※上限 75 万円 1 年度につき 150 万円 補助予定額	円	円	税込 ( 円) 円

- 1 1 収入の部の負担区分の欄の「3 その他」の ( ) 内には、収入経費の名称を記載すること。  
(例：参加企業負担金)
- 2 補助金の実績額は、実際に負担した額（消費税等仕入控除税額を減額）を記載し、( ) 内は消費税込みの金額を記載すること。
- 3 事業に要した経費を確認できる書類（領収書等）の写しを添付すること。
- 4 補助予定額を算出する場合には、補助対象経費ごとの合算額に補助率を乗じるものとし、当該額に 1 円未満の端数が生じた場合は切捨てとする（補助対象経費ごとに計算）。

沖 縄 県 知 事 殿

事業者の住所  
事業者名  
代表者職・氏名

印

令和 年度県産品拡大展開総合支援事業補助金精算払請求書

令和 年 月 日付け達商第 号で補助金の確定通知のあった補助事業について、県産品拡大展開総合支援事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

補助事業の種類	額の確定額	請求額
情報発信支援	円	円

(振り込み口座)

金融機関・支店	
預金の種類	
口座番号	
口座名義人	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。
- 2 不要の文字をまっ消して使うこと。